

下水道のてびき

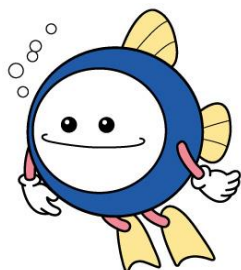
豊かで快適な住みよい
環境をめざす下水道



●美甘宿場桜と新庄川

◆も く じ◆

はじめに・下水道の役割について……………	3
下水道が使えるまで……………	4
排水設備とは・排水設備工事とは……………	5～6
排水設備工事の手順について……………	7
受益者負担金制度……………	8～10
融資あっせん制度について……………	11
下水道使用料について……………	12～13
下水道を正しく使いましょう……………	14
処理区域M A Pとマンホール・水の循環	15～16
水洗化の義務……………	17



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

はじめに

時代の変化とともに、私たちの生活は年々豊かになってきました。

しかし、生活水準が向上する一方で、家庭や事業所などから出た排水が川や海を汚し、自然環境を悪化させてきました。

もともと川や海には自然の浄化能力があり、多少の汚れはきれいにする力を持っていますが、今や自然が持つ浄化能力だけでは追いつかない状況です。

汚水を集めて処理し、きれいな水に戻すために必要な設備、それが「下水道」なのです。

この案内では下水道について説明しています。

資料をお読みいただき、下水道に対する理解を深め、清潔な環境を守るために、1日でも早い下水道への接続にご協力ください。



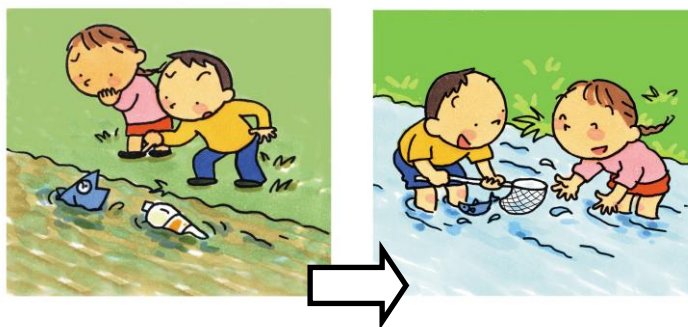
下水道の役割について



下水道は、「汚れた水」を「きれいな水」によみがえらせて自然に戻す役割を担っています。

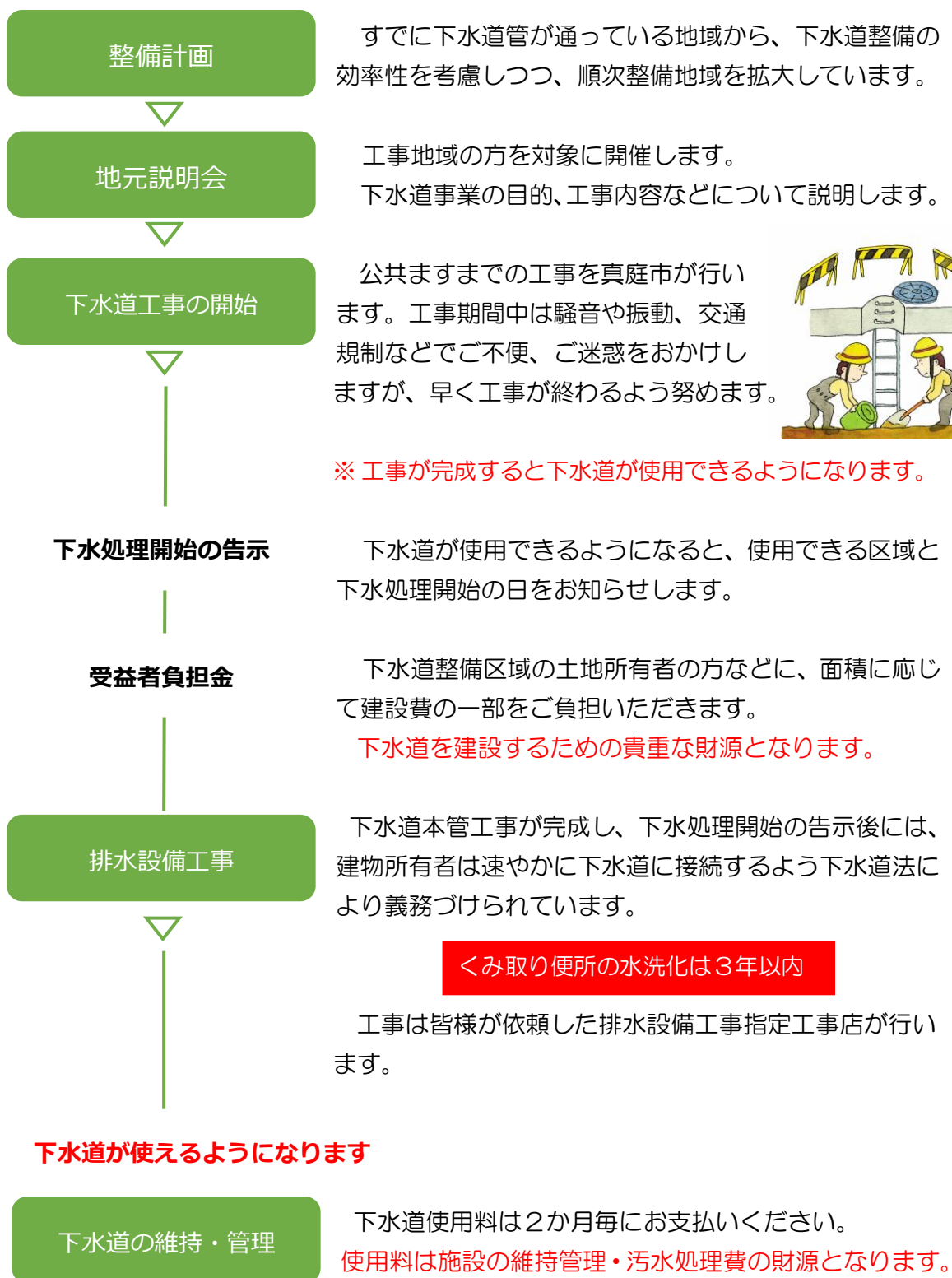
快適な環境を確保し、市民のみなさまの健康で明るく豊かな生活を守るために欠くことのできない根幹施設です。まちの「水」が自然の浄化能力に頼れなくなってしまった今日、下水道に与えられた使命は重大なものとなっています。

- ① トイレの水洗化（快適な暮らし）
- ② 生活環境の改善（衛生的な排水路）
- ③ 公共用水域の水質の保全



下水道が使えるまで（使えるようになるまでの流れ）

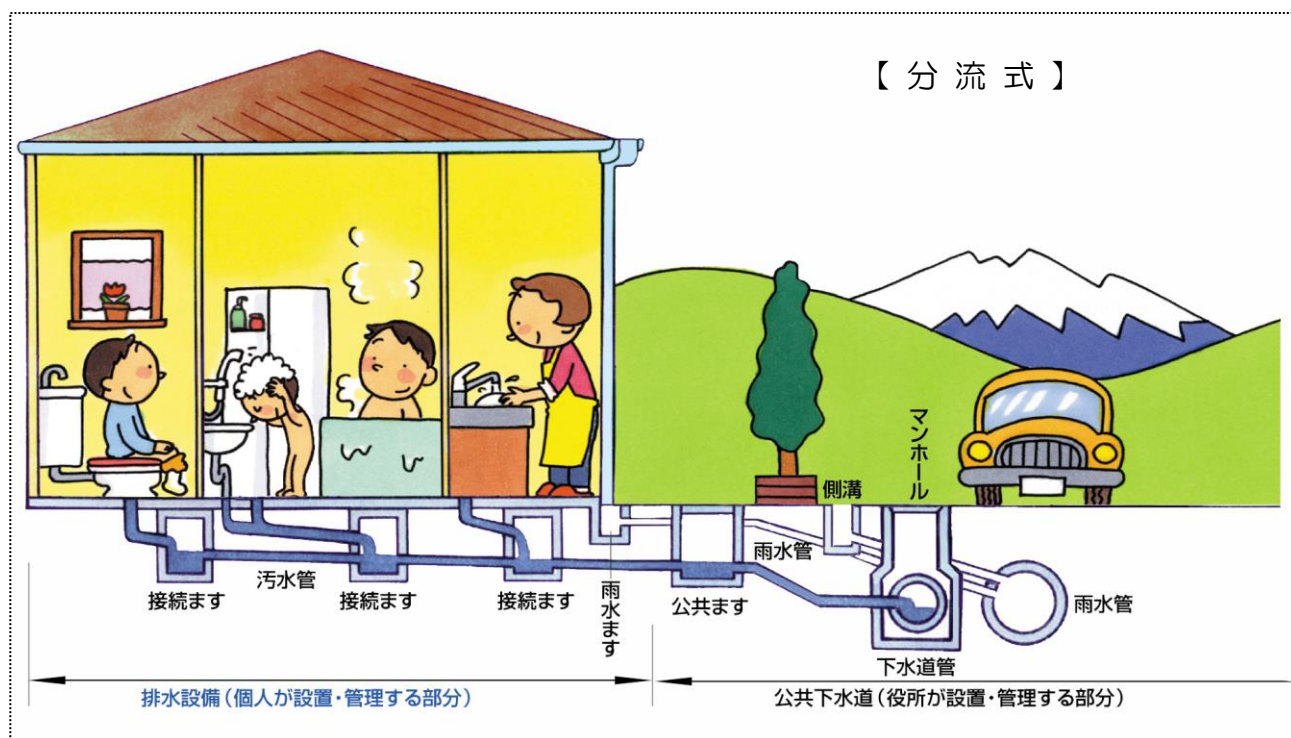
下水道事業は市民の皆様のご協力によって成り立っています。



排水設備とは

排水設備とは、家庭や事業所から出る汚水や雑排水等を、真庭市が設置する公共ますまで導く宅地内の「排水管等」のことを指します。

この排水管等は自己負担で設置をしていただくものです。



※ 分流式とは、し尿や生活雑排水等の汚水と雨水を別々の管で排除する方法です。真庭市では分流式を採用していますので、汚水のみ下水道へ流してください。

排水設備工事とは



くみ取りトイレを水洗トイレに改造した場合→図1

し尿と生活雑排水を排水設備により、真庭市が設置した公共ますに流してください。

単独浄化槽（し尿のみ処理する浄化槽）を廃止して行う場合→図2

し尿と生活雑排水とを接続する工事を行い、単独浄化槽を廃止する工事を行ってください。

図1 くみ取りトイレを水洗トイレに改造した場合など

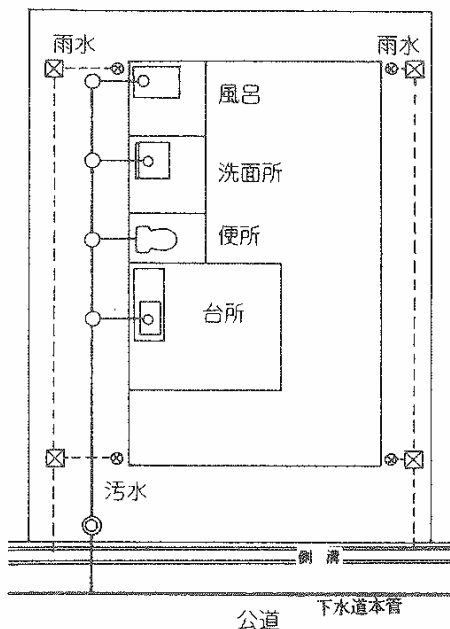
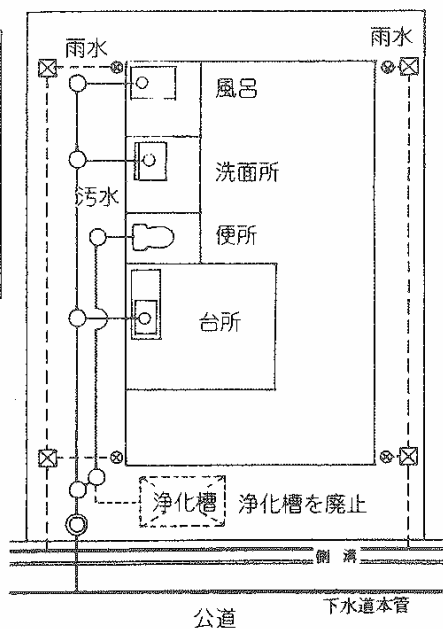


図2 単独処理浄化槽を廃止して行う場合

凡 例	
○	汚水用のます
◎	公共ます
☒	雨水用のます
—	汚水用の管
---	雨水用の管
⊗	雨どい



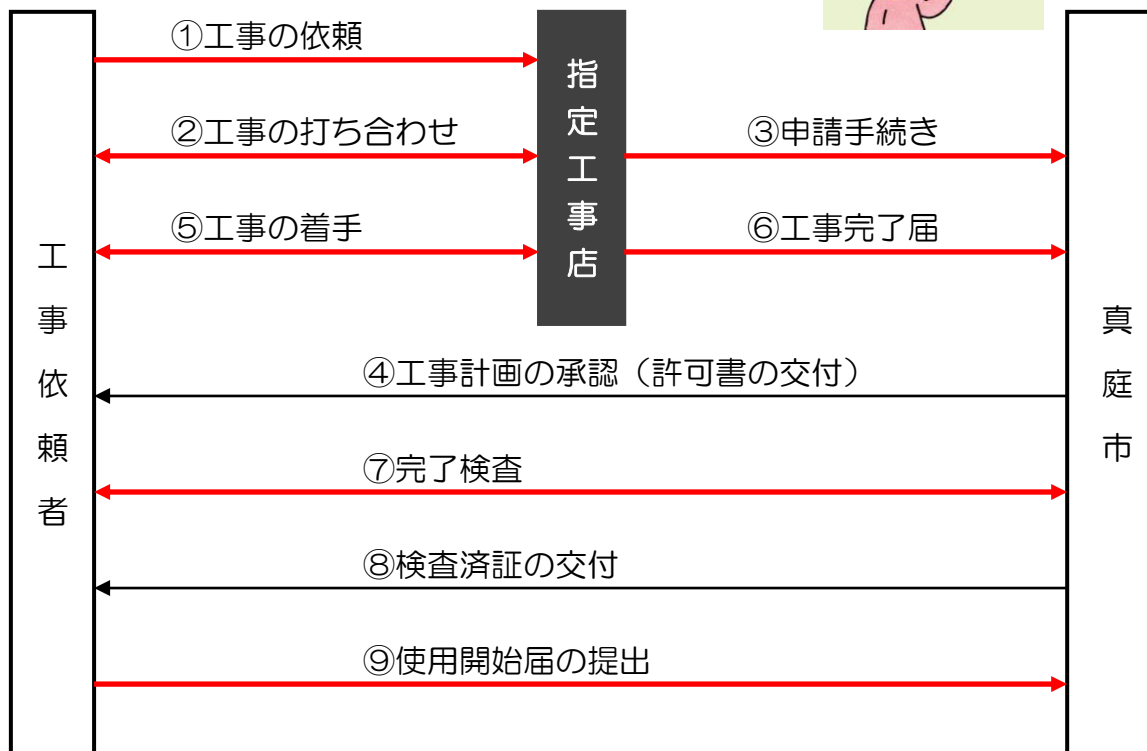
■合併浄化槽（し尿とあわせて生活雑排水を処理する浄化槽）の場合

既存の排水管を利用して公共ますへ接続する工事を行い、浄化槽の廃止工事を行ってください。



排水設備工事は正しい施工をしないと排水不良や臭気上がりの原因になります。
排水設備工事は真庭市が指定する『排水設備指定工事店』に依頼してください。

排水設備工事の手順について

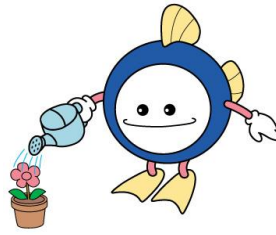


【説明】

- ① 定められた基準にしたがって排水設備工事をしていただくために、真庭市では、工事業者を指定しています。工事は必ず排水設備指定工事店に依頼してください。
 - ② 排水設備工事の設計、工事方法、工事期間、工事費用、便器の種類、水洗化工事改造資金融資あっせん希望の有無などについて、排水設備指定工事店、真庭市と十分に打ち合わせをしてください。
 - ③ 「排水設備確認申請」などの手続きは指定工事店が代行できます。
 - ④ 排水設備の設置基準に合格していれば、「排水設備許可書」を交付します。
 - ⑤ 許可書が届いてから「工事着手」してください。
 - ⑥ 工事が完了したら、「排水設備工事完了届出書」を提出してください。
 - ⑦ 工事完了届が提出されたら、適正に工事されているか検査を行います。
 - ⑧ 検査が合格したら、「排水設備検査済証」を交付します。
- 工事依頼者は「使用開始等届出書」を真庭市に提出し、下水道の使用を開始します。

※ 赤色の矢印で示している箇所は、工事依頼者様（又は排水設備指定工事店）にて手続き等をしていただく必要があります。

受益者負担金制度



● 受益者負担金（分担金）とは

下水道が整備されると、その地域の土地は下水道のない地域の土地に比べて、土地の高度利用、便益性の増加等の利益が生まれます。

下水道事業により、利益を受ける者（受益者）が、その経費の一部を負担することが公平負担の要請に合致するという考え方にたって設けられたのが受益者負担金（分担金）の制度です。（都市計画法第 75 条/地方自治法第 224 条）

● 負担金（分担金）の対象となる土地とは

下水道を整備する区域内の土地（例えば官公庁、学校、私道、宅地等）はすべて負担の対象となります。ただし、河川、公園、道路など公衆が自由に利用できる公共の土地は除きます。

● 負担金（分担金）を納めていただく方（受益者とは）

受益者とは、下水道を整備する区域内の土地所有者です。

ただし、その土地が地上権、賃貸借権等（一時使用を除く）の目的となっている場合、土地所有者と権利者の話し合いにより受益者を決めていただきます。

※ 農業集落排水事業加入分担金の受益者については、農集落排水施設が整備された区域内に居住する世帯主、建築物の所有者、事業等を営む方です。

●負担金（分担金）の金額

負担金（分担金）は、その土地につき、一度限りご負担いただくものです。
1 受益者につき、次の計算式で算出します。

■計算式

$$\text{負担金（分担金）} = \text{（定額）} 100,000 + 100,000 \times \sqrt{\frac{\text{（面積割）} \text{ 受益面積（㎡）}}{350\text{㎡（平均宅地面積）}}}$$

※公共汚水ます 1 基につき 1 受益者として計算
※同一敷地内に公共汚水ますを追加する場合、1 ます当たり 100,000 円が追加となります。

※ 農業集落排水事業加入分担金については、地区によって分担金の額が異なります。

●受益者の申告と手続き

受益者は、受益者負担金申告書を提出していただきます。

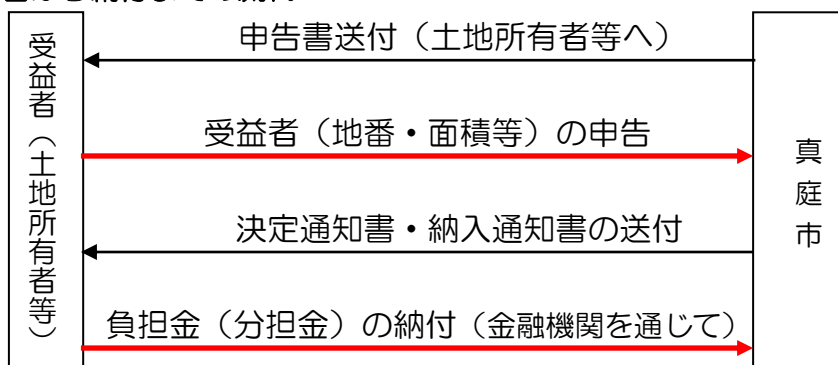
あらかじめ申告書を送付しますので、受益地の所有者、地番、地目、受益地面積を確認の上、申告してください。

この場合、所有の土地について権利関係がある場合は、当事者間で話し合いをして、権利者が受益者となる場合は、申告書の「所有者以外の権利者（受益者）」の欄に、住所、氏名、権利関係を記入し、確認印を押印して申告してください。

●負担金（分担金）の納付方法

負担金（分担金）は、提出いただいた申告書をもとに負担金額を決定した後、受益者に納入通知書を送付します。指定金融機関にて納付してください。

※申告から納付までの流れ



p. 9 ※ 赤色の矢印で示している箇所は、受益者にて手続きしていただく必要があります。

● 報奨金

供用開始区域となった受益地の受益者負担金を一括納付された場合には、次のとおり報奨金を交付しています。

- 供用開始後 1 年目に一括納付された場合…負担金の 100 分の 5
- 供用開始後 2 年目に一括納付された場合…負担金の 100 分の 3
- 供用開始後 3 年目以降…報奨金なし

※ 報奨金が交付される場合、負担金から報奨金を差し引いた額を納入通知書に記載して送付します。

● 負担金（分担金）の減免

負担金（分担金）は賦課対象区域のすべての土地が対象となりますが、その土地の状況によっては、負担金（分担金）の減免や徴収猶予が受けられます。

減免・徴収猶予の主な基準は次のとおりです。

該当する場合は申請書を提出してください。

負担金（分担金）の減免の主なもの

減免の対象となる土地	減免の割合
社会福祉施設用地	75%
公の生活扶助を受けている受益者	100%
私立の学校敷地	50%
公共性のある私道	100%
自治会等が所有、又は使用する集会所敷地 および施設	100%
神社、寺院、教会等の土地	50%

● その他の手続きについて

負担金（分担金）賦課決定後において変更が生じた場合は、届出をしてください。

◎受益者の変更をしたとき（土地の所有権移転登記や権利関係の変更など）

◎受益者の住所を変更したいとき

水洗化工事改造資金融資あっせん・利子補給について

真庭市では、既設のトイレ（くみ取りトイレ、浄化槽式トイレ）を水洗化および、排水設備接続工事をするとき要する資金の融資あっせんをします。

これは、取扱金融機関から融資を受けていただき、利子を真庭市が全額負担することにより、水洗トイレ等の普及整備を図る制度です。

【融資あっせん対象者】

既設のトイレの改造を含む下水道への接続をされる場合で、次の要件を備えている方です。

- ① 建物の所有者又は建物の所有者の同意を得た使用者。
- ② 真庭市内に居住し独立の生計を営んでいる連帯保証人【2名】を有すること。
- ③ 市税、受益者負担金、下水道使用料および水道料金を滞納していないこと。

【連帯保証人も同じ用件】

※ただし、指定工事店が連帯保証人になる場合は除く。

- ④ 取扱金融機関の融資条件に該当し、償還能力を有するもの。



【融資限度額】 1 改造工事につき 80 万円以内で真庭市が認定した額。

【申し込み】 融資あっせんを希望する方は、排水設備確認申請と同時に申し込んでください。申請には、申請人および連帯保証人の印鑑登録証明書、市税納税証明書が必要です。

【融資の手続き】 工事完了検査合格後、申請人本人が取扱金融機関に融資手続きをしてください。（融資あっせん決定通知書、排水設備検査済証が必要となります）

【償還について】 月々の償還額は 5,000 円以上で 40 回以内の月賦償還です。償還は、融資を受けた月の翌月からとなります。償還日を過ぎた延滞利息は申請人の負担となります。

【取扱金融機関】

晴れの国岡山農協	中国銀行	トマト銀行
津山信用金庫	倉吉信用金庫	備北信用金庫

下水道使用料について



排水設備を設置後、下水道の使用を開始されると下水道使用料を納めていただくことになります。

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費用にあてるものです。

●使用料の算定

- 使用料の算定基礎となる汚水量は、市の水道水の使用水量をもとに算定します。

◎下水道使用料金表

使用料（2ヶ月あたり 消費税抜き）	
基本料金	超過料金
16 m ³ まで 2,400 円	16 m ³ を超える水量 1 m ³ につき 140 円

例えば、使用水量が2ヶ月あたり48 m³の場合、次の料金になります。
〔2,400円＋（48 m³－16 m³）×140円〕×1.10（消費税）＝7,568円

- 井戸水、または井戸水と市の水道水を併用しているご家庭の場合、
世帯員（同居人を含む）1人では16 m³とし、2人では24 m³ 3人以上では1人につき12 m³を加算して算定します。（2か月分）

世帯人数	認定汚水量	下水道使用料	世帯人数	認定汚水量	下水道使用料
1人	16 m ³	2,640円	6人	72 m ³	11,264円
2人	24 m ³	3,872円	7人	84 m ³	13,112円
3人	36 m ³	5,720円	8人	96 m ³	14,960円
4人	48 m ³	7,568円	9人	108 m ³	16,808円
5人	60 m ³	9,416円	10人	120 m ³	18,656円

（消費税込み）

- ※ 世帯の人数については毎年4月1日現在の住民基本台帳の人数とします。
- ※ 住民基本台帳の人数と実際に下水道を使用される人数が異なる場合は、その都度、届出が必要となります。

- ・事業所等の場合

使用水源	算定方法
市水道	水道メータで使用水量を算定
市水道以外	事業形態、使用状況により市が認定

●お支払い方法（2 か月毎に請求します）

- ① 口座振替・・・お客様の預金口座から自動的に引き落とします。
- ② 現金支払・・・納入通知書により市役所や金融機関、コンビニで納付してください。

下水道使用料のお支払いは、便利な『**口座振替**』のご利用をお願いします。

現在、水道料金を口座引き落としにされている場合も、新たに手続きが必要になります。

口座振替の手続き用紙は、真庭市内金融機関に備え付けていますので、通帳、届出印を金融機関に持参の上、お手続きをお願いします。



●使用開始等の届出について

下水道の使用開始・休止・廃止・名義変更等の際は、必ず下水道課へ届出をして下さい。届出がされないと下水道使用料の誤請求、過払い等が起こる要因となります。



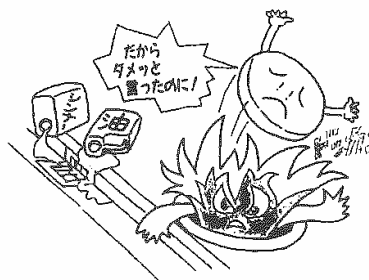
※ なお、水道のあるお宅の場合、下水道への接続後に水道の使用開始・休止・使用者変更の届出があれば、下水道も使用開始・休止・使用者変更の届出があるものとして異動処理を行います。



下水道を正しく使いましょう

有害物質を流さないで！

ガソリン、石油、シンナー、アルコール類等揮発性の高い危険物は、気化して爆発を起こす原因になります。



トイレトーパー以外は流さないで！

トイレトーパーは、水の中で自然に溶けるよう作られています。ティッシュペーパーなどは、水に溶けないため、管やポンプが詰まる原因となります。

油や野菜くずを流さないで！

油を流すと、冷えた油が管の内部に付着し、管が詰まりやすくなります。また、野菜くずなども管やポンプが詰まったり、悪臭が発生する原因になります。



公共ますにゴミを捨てないで！

下水道管や公共ますにゴミを捨てると汚水が流れにくくなったり、管やポンプ、ますが詰まったりします。

処理区域MAPとマンホール

特定環境保全公共下水道

- ③ 蒜山浄化センター
- ④ 蒜山第2浄化センター
- ⑤ 中和浄化センター
- ⑥ 美新浄化センター

小規模集合排水

- ⑦ 野田地区小規模集合排水処理施設

農業集落排水

- ⑧ 下皆部農業集落排水施設
- ⑨ 宮地地区農業集落排水施設
- ⑩ 上水田・山田地区農業集落排水施設
- ⑪ 山久世地区農業集落排水施設
- ⑫ 鹿田・美川地区農業集落排水施設
- ⑬ 真加子・初和地区農業集落排水施設

公共下水道

- ① 久世浄化センター
- ② 落合浄化センター



水の循環

空から降る雨は川や湖に流れ込みます。

そこからくみ上げられた水は、私たちの生活の中で様々な用途に使われています。使われた水は、ふたたび川や海に流れ込みます。

海の水は蒸発して、雲をつくり、雲は雨を降らせます。

つまり、私たちが生活で使った水は、

やがて私たちのもとへ戻ってくるのです。

これを「水の循環」といいます。

下水道は、この「水の循環」の中で、

私たちが生活の中で使って汚れた水をきれいにしてから、

川や海に戻したり、降った雨を安全に川や海に流したり、

溜めたりして家や道路の浸水を防ぐという大切な役割を持っています。

下水道がなければ、汚れたままの水が流れ込んで、

川や海はきたなくなります。

「水の循環」において、下水道は大きな役割を担っているのです。

水洗化の義務

下水道が整備され、浄化センターで汚水を処理することができる区域のことを「処理区域」といいます。

処理区域内に建物を所有している方は、汚水を下水道に流すよう排水設備を設置していただくことになります。

(1) 処理区域になりますと下水道法第 10 条により、排水設備を遅滞なく設置しなければならないとなっています。

① 合併浄化槽をご利用の方

下水道に接続した場合、浄化槽は必要なくなりますので、廃止してください。

② 台所・浴室等からの汚水も下水道へ

汚水を道路側溝や水路に流している場合、下水道に流すよう排水設備を設置してください。

(2) くみ取り便所は、下水道法第 11 条の 3 により、3 年以内に水洗トイレへ改造することが義務付けられています。

くみ取り便所を使用している場合、できるだけ早く汚水を下水道に直接流す水洗トイレに改造してください。

【下水道法（抜粋）】

第 10 条 公共下水道の供用が開始された場合において、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な配水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備という。」）を設置しなければならない。（後略）

第 11 条の 3 処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、（中略）公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ）に改造しなければならない。



下水道についてのご相談やお問い合わせは

真庭市 建設部 上下水道課

TEL 0867-42-1108 FAX 0867-42-1403

ホームページ <https://www.city.maniwa.lg.jp>